

**内閣府所管法人**

○国立公文書館

- ・ 公文書等の管理業務は、国の基盤的な業務であり、その扱いに関する長年の検討を踏まえ、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)が成立した。同法附則第13条第1項では、「法施行後5年を目途として所要の検討を加え、必要な措置を講じる」とされており、また、同法に係る付帯決議においては「組織の在り方の検討」が求められている。これらは、行政のみならず立法及び司法に関連する文書についても国立公文書館において取り扱うことを念頭においたものである。このような特殊な事情を前提に、国立公文書館については、法律で定める法施行後5年を目途とする見直しの中で、特別の法人化を含めた検討を行うこととすべきである。

○北方領土問題対策協会

- ・ 北方領土問題自体は、我が国の主権に関わる重大課題であり、その解決は国策として取り組まれるべきものである。ただし、本法人は、国全体の問題解決の取組の中において、国策と方向性を同一にしながらも、国民各層を結集した国民運動を柔軟かつ効率的に展開していくことを主たる任務としているため、成果目標達成法人として位置付けることが適当である。

○沖縄科学技術研究基盤整備機構

- ・ 本法人は、平成23年11月1日の学校法人「沖縄科学技術大学院大学学園」創設をもって解散した。今後、沖縄振興予算による補助が行われる見通しであることを踏まえ、内閣府において学校法人化後の規律についても適切に確保するため、大学の自律的な規律に加えて、①内閣府との間で業務運営状況に関する定期的な協議会を開催すること、②月次で予算執行状況の報告を行うことを事業計画認可に際して義務付けるべきである。

**消費者庁所管法人**

○国民生活センター

- ・ 本法人については、消費者庁と国民生活センターの間における「平成25年度の消費者庁への一元化を目指す」との結論を受け、政務レベルでの判断を行うために、平成23年10月12日から一元化に係る試行や第三者を含めた検証が行われてきた。その結果を踏まえ、本法人の全ての機能を国へ移行することとし、その具体的な在り方について検討を行い、平成24年夏までを目途に結論を得るとの判断に至った。これに基づき、消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、平成25年度を目途に本法人の機能を国に移管すべきである。
- ・ 平成20年度第二次補正予算に由来して法人に積み立てられている約81.2億円のうち、平成24年度